

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8年 3月27日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

名古屋市農業委員会規程第 2号

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、名古屋市農業委員会規程（平成11年9月21日名古屋市農業委員会規程第1号）第11条及び名古屋市農業委員会会長専決規程（平成11年9月21日名古屋市農業委員会規程第5号）第4条の規定により、名古屋市農業委員会事務局長規程（平成11年9月21日名古屋市農業委員会規程第4号）第6条に規定する事務局長、次長、課長及び課長補佐の代決権限について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、名古屋市農業委員会規程（平成11年9月21日名古屋市農業委員会規程第1号）第11条及び名古屋市農業委員会会長専決規程（平成11年9月21日名古屋市農業委員会規程第5号）第4条の規定により、名古屋市農業委員会事務局長規程（平成11年9月21日名古屋市農業委員会規程第4号）第5条に規定する事務局長、次長、課長及び課長補佐の代決権限について定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。